

# 令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

## <令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000 3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000 3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000 4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

